



町民健康マラソン大会

運動広場を発着点に開催された町民健康マラソン大会。2kmから8kmの普通マラソンのほか幼児と親子ペアによる「親子仲良しマラソン」も行われ、参加した町民約160人はさわやかな秋空の下、心地よい汗を流しました。
(9月25日)

BIFUKA 2005
(平成17年) 11

●まちの動き (9月末現在)

人口/5,621人(-3)・世帯数/2,484世帯(+3)

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

町の施設を管理する

指定管理者を募集します

美深町では、本年度からびふかアイランドの管理を指定管理者制度に移行しましたが、行政改革推進計画に基づき、平成18年4月1日から46施設を指定管理者が管理できるよう9月の定例町議会で条例を改正しました。
下記の施設については、公募により指定管理者の候補者を募集していますので、お知らせします。

詳しい内容は

施設および業務内容のほか、応募資格や申請方法、候補者の選定基準などの具体的な内容は、募集要項に記載しますので、応募者は必ず募集要項を確認してください。

募集要項などの関係書類は、美深町のホームページからダウンロードできるほか、施設を所管する役場および教育委員会の担当窓口で交付しています。

申請書などの交付は

申請書様式、管理仕様書などを含む募集要項は、次

の期間に役場および教育委員会窓口で交付しています。

(郵送不可)

■配布期間

10月31日(月)まで

(土・日曜日を除く)

■受付の場所や期限は

■受付期限

平成17年11月14日(月)

午後5時まで(厳守)

■受付場所

施設を所管する担当窓口

■お問合せは

募集に関するお問い合わせ

は、施設所管の担当課窓口へ

指定管理者を募集する施設一覧		
施設名	担当	連絡先
①美深霊園・びふか葬苑	住民生活課 生活環境グループ	役場 2-1611 内線122
②旭町ふれあいステーション	産業施設課 産業グループ	役場 2-1611 内線160
③美深町公園(5施設) (美深、仁宇布、菊丘、玉川、恩根内公園)	産業施設課 施設グループ	役場 2-1611 内線172
④都市公園(3施設) (ふれあい公園、リフレッシュ広場21、東児童公園)		
⑤体育施設(7施設) (町民体育館、町民プール、町営球場、ゴルフ練習場、運動広場、町営テニスコート、北町ゲートボール場)	教育委員会事務局 教育グループ	文化会館COM100 2-1744

募集要項など関係書類はホームページにも掲載しています。

美深町ホームページ <http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/>

平成18年4月1日から 施設使用料が変わります

平成17年度を初年度とする行政改革推進計画の重要な推進項目のひとつに受益者負担の見直しが位置づけられ、これに基づいて施設ごとに使用料の見直しや無料施設の有料化について具体的な改定事務を進めてきました。

この改正条例が9月定例議会で議決となり、平成18年4月1日から21施設の使用料が新料金となります。

今回はこの内容と、主な施設の改正後の料金をお知らせします。

改定の考え方

現在有料となっている施設の維持管理にかかる経費と利用者負担の現状は、集会施設全体では12%、その他体育施設等にあつては10%前後の利用者負担割合となつています。

町の厳しい財政状況下にあつて、今までの料金水準を維持していくことは難しい状況にあることから、この利用者負担割合を15%程度を目安として現行の使用料を見直し、新たに有料化する施設についても同様の考え方で料金を定めました。

主な変更点

昼・夜間使用区分を廃止

施設使用の実態は、昼間、夜間ともに照明が必要な施設もあり、また夜間の時間帯での使用が一般的で管理費用に差がないこと。さらに指定管理者制度移行による料金徴収事務の簡素化も考慮し、昼間・夜間の使用区分を廃止し、現行の夜間基本料金を基準に一律10%の引き上げとなりました。

また、体育館の使用も同じく、昼間・夜間の使用区分を廃止し、現行の夜間基本料金を基準に一律25%の引き上げとなりました。

備品使用料の新設

文化会館の使用料に、一部備品（グラントピアノなど）の使用料金が設けられました。

職員配置時の料金加算

文化ホール舞台の照明、つり物等を使用する場合に職員の配置を伴うときの料金加算を規定しました。（舞台使用料の5割加算）

減免規定の見直し

現在の減免率70%および50%が30%に見直されました。
※自治会活動でのコミセンの利用は従来どおり免除

無料施設の有料化

今まで無料で利用できた施設が有料となりました。
・ 町営球場
・ テニスコート
・ 運動広場
・ パークゴルフ場
・ グラウンド

- ・ 北町ゲートボール場
- ・ びふかアイランドパークゴルフ場
- ・ テニスコート
- ・ 学校開放施設
- ・ 美深小学校屋内運動場
- ・ 美深中学校屋内運動場

指定管理者制度と利用料金

今回の条例改正では、公の施設の管理運営を町が指定する「指定管理者」が行うことができる制度導入も行われました。
指定管理者が管理する施設では、施設を利用する方は利用料金を指定管理者に支払うこととなります。

指定管理者制度とは？



今まで町の「公の施設」の管理は、法律で規定する特定の団体しか行うことができませんでしたが、平成15年の地方自治法の改正により、より幅広い法人やその他の団体なども指定管理者として「公の施設」を管理することができるようになった新しい制度のことです。

第1、新生コミュニティセンター使用料(改定)

単位/円

室名	時期	新料金		旧料金			
		全日		昼間		夜間	
		基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
青少年女性室 小会議室	夏期	470	150	360	120	430	140
	冬期	560	180	430	140	510	160
和室	夏期	1,020	340	780	260	930	310
	冬期	1,220	410	930	310	1,110	370
調理実習室	夏期	590	200	450	150	540	180
	冬期	700	230	540	180	640	210
大会議室	夏期	1,730	560	1,310	430	1,570	510
	冬期	2,070	670	1,570	510	1,880	610

第4・第5コミュニティセンター使用料(改定)

単位/円

室名	時期	新料金		旧料金			
		全日		昼間		夜間	
		基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
大会議室	夏期	3,430	1,130	2,600	860	3,120	1,030
	冬期	4,110	1,350	3,120	1,030	3,740	1,230
中会議室	夏期	1,020	340	780	260	930	310
	冬期	1,220	410	930	310	1,110	370
調理実習室	夏期	1,140	370	870	290	1,040	340
	冬期	1,360	440	1,040	340	1,240	400
和室	夏期	470	150	360	120	430	140
	冬期	560	180	430	140	510	160

交通ターミナル2階第1展示室使用料(改定)

単位/円

時期	新料金		旧料金			
	全日		昼間		夜間	
	基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
夏期	1,730	560	1,310	430	1,570	510
冬期	2,070	670	1,570	510	1,880	610

恩根内センタープラザ使用料(改定)

単位/円

室名	時期	新料金		旧料金			
		全日		昼間		夜間	
		基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
センターホール	夏期	2,410	800	1,830	610	2,190	730
	冬期	2,880	960	2,190	730	2,620	870
営農相談室、会議室 健康相談室、和室	夏期	470	150	360	120	430	140
	冬期	560	180	430	140	510	160
調理実習室	夏期	1,140	370	870	290	1,040	340
	冬期	1,360	440	1,040	340	1,240	400

旭町ふれあいステーション使用料(改定)※1

単位/円

室名	新料金				旧料金			
	夏期		冬期		夏期		冬期	
	基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
休憩ホール	無料		無料		無料		無料	
多目的ホール	1,730	560	2,070	670	1,570	520	1,880	620

- ※1 旭町ふれあいステーション
- ・基本料金の使用時間は5時間以内。
 - ・町外業者は、営利・営業や宣伝の目的で使用する場合は20割加算。
 - ・その他共通事項と同じ

共通事項

- ・夏期とは、5月から10月。冬期とは11月から4月。
- ・基本料とは、連続して利用する時間が3時間を超えない場合の金額。
- ・超過料とは、右記基本料の範囲を超えた場合の1時間あたりの加算金額。
- ・超過時間が1時間未満の場合は1時間とする。
- ・利用のための準備、後片づけに要する時間は、利用時間に含まれる。
- ・営利、営業および宣伝の目的で利用する場合は、町内業者は当該使用料の10割加算とし町外業者は20割加算される。

集会施設使用料一覧



集会施設使用料一覽

文化会館COM100料金表(改定)

単位/円

室名等 使用区分	使用時間	新料金		旧料金				
		昼夜		昼間		夜間		
		基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料	
		使用時間 3時間以内	1時間 につき	使用時間 3時間以内	1時間 につき	使用時間 3時間以内	1時間 につき	
(*1)文化ホール	夏期	5,610	1,870	5,100	1,700	5,100	1,700	
	冬期	6,730	2,240	6,120	2,040	6,120	2,040	
(*1)舞台	夏期	3,430	1,130	3,120	1,030	3,120	1,030	
	冬期	4,110	1,350	3,740	1,230	3,740	1,230	
小ホール	夏期	3,430	1,130	2,600	860	3,120	1,030	
	冬期	4,110	1,350	3,120	1,030	3,740	1,230	
エントランス ホール	50㎡を超え 100㎡まで	夏期	1,020	340	2,600	860	3,120	1,030
		冬期	1,220	420	3,120	1,030	3,740	1,230
	100㎡を超え 200㎡まで	夏期	2,070	670	2,600	860	3,120	1,030
		冬期	2,480	800	3,120	1,030	3,740	1,230
	200㎡を超え を超えるもの	夏期	3,430	1,130	2,600	860	3,120	1,030
		冬期	4,110	1,350	3,120	1,030	3,740	1,230
陶芸室 音楽室	夏期	1,900	620	1,310	430	1,570	510	
	冬期	2,280	740	1,570	510	1,880	610	
大会議室 サークル活動室 創作活動室	夏期	1,730	560	1,310	430	1,570	510	
	冬期	2,070	670	1,570	510	1,880	610	
調理室	夏期	1,140	370	870	290	1,040	340	
	冬期	1,360	440	1,040	340	1,240	400	
視聴覚室	夏期	1,140	370	780	260	930	310	
	冬期	1,360	440	930	310	1,110	370	
セミナー室 小会議室 ギャラリー 第1研修室 第2研修室 第3研修室	夏期	1,020	340	780	260	930	310	
	冬期	1,220	410	930	310	1,110	370	
和室第1研修室 和室第2研修室 控室 操作室	夏期	470	150	360	120	430	140	
	冬期	560	180	430	140	510	160	
音響反射板	一式	1回	1,000	無料				
平台	一式	1回	1,000	無料				
グランドピアノ	ヤマハCFⅢS	1回	1,000	無料				

※1 文化ホールや舞台の利用で、音響・照明・つり物などの機器の操作員を配置する必要がある場合は、操作員一人につき、舞台使用料の5割が加算される。
 ※2 早朝など開館時間外に利用した場合は、使用料の10割が加算される。

びふかアイランド ふるさと館貸室料(改定)

単位/円

室名	新料金		旧料金			
	全日		昼間		夜間	
	基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
交流室	1,300	260	1,000	200	1,300	260
工芸室	2,200	440	1,600	320	2,200	440
調理室	600	120	500	100	600	120
休養室・研修室	4,500	900	3,500	700	4,500	900

びふか森林公園 野外ステージ使用料(改定)

単位/円

区分	新料金		旧料金	
	基本料	超過料	基本料	超過料
昼間(9時~17時)	1,500	500	750	250
夜間(17時~9時)			1,500	500

・基本料金は、ふるさと館が5時間以内、野外ステージが3時間以内。
 ・超過料金は、1時間につき。
 ・営利、営業および宣伝の目的で利用する場合の使用料は、町内業者は当該使用料の10割加算とし、町外業者は20割加算される。

びふか
アイランド

体育施設使用料一覧

町営プール使用料(改定) (人/円)

区分	新料金		旧料金	
	1回	シーズン	1回	シーズン
小・中学生	20	650	20	520
高校生	60	1,620	50	1,310
一般	100	2,620	80	2,100



共通事項

- ・「シーズン」とは、当該年度の使用期間
- ・共用使用とは、個人、団体等が共同で使用すること。
- ・専用使用とは、施設の全部または一部を団体等が専用すること。

スキー場リフト使用料(改定) (人/円)

区分	新料金			旧料金		
	1回	11回(回数券)	シーズン	1回	11回(回数券)	シーズン
小・中学生	20	200	2,400	20	200	2,400
高校生	50	500	4,000	40	410	4,000
一般	70	700	7,000	60	610	7,000

※「回数券」の有効期限は、当該シーズンの最終日まで

町営球場使用料(新設) 単位/円

区分	放送設備等を使用する				放送設備等を使用しない				
	1日	半日(午前)	半日(午後)	2時間	1日	早朝	半日(午前)	半日(午後)	2時間
	8時～19時	8時～12時	12時～17時	まで	8時～19時	5時～8時	8時～12時	12時～17時	まで
小・中学生	800	350	450	250	700	200	300	400	200
高校生	1,000	450	550	350	900	300	400	500	300
一般	1,600	700	900	500	1,400	400	600	800	400

※入場料を徴収する場合で、営利を目的としない場合は当該使用料金に10割を加算し、営利を目的とする場合は20割を加算する。

※使用時間が2時間に満たないときは2時間に、半日に満たないときは半日に、1日に満たないときには1日とみなす。

※「放送設備等を使用」とは、放送設備、スコアボードの両方またはどちらかの使用をいう。

町営テニスコート使用料(新設) 単位/円

使用区分	午前	午後	夜間	シーズン		
	6時～12時	12時～18時	18時～21時	日中	全日	
共用使用(1人)	小中学生	20	20	30	400	600
	高校生	30	30	40	600	800
	一般	50	50	70	1,000	1,400
専用使用(1面)	小中学生	200	200	300		
	高校生	300	300	400		
	一般	500	500	700		



びふかアイランド テニスコート使用料(新設)

区分	1時間(人/円)
小中学生	20
高校生	30
一般	50

※午前から午後まで等連続して使用するときの使用料は、合算した額とする。



美深運動広場グラウンド使用料(新設)

区分	単位	金額(円)
夜間照明	1時間	300

※グラウンドは夜間に利用する場合の夜間照明の使用料であり、日中の利用はいままでどおり無料。

町民体育館使用料(改定)

単位/円

区 分			新 料 金			旧 料 金						
			1時間当たりの金額			1時間当たりの金額						
			トレーニングルーム	小体育館	大体育館	トレーニングルーム		小体育館		大体育館		
昼間	夜間	昼間				夜間	昼間	夜間				
専 用 使 用	ス ポ ー ツ	入 場 料 等 な し	小中学生	190	380	1,310	100	150	200	300	730	1,050
			高校生	310	520	1,570	200	300	300	520	1,050	1,570
			一 般	380	650	1,960	200	300	300	520	1,050	1,570
	入 場 料 等 あ り	小中学生	380	910	2,620	200	300	520	730	1,570	2,100	
		高校生	630	1,150	3,250	420	630	730	1,050	2,100	3,150	
		一 般	780	1,310	3,930	420	630	730	1,050	2,100	3,150	
	催 物 等	入 場 料 等 な し	非 営 利	780	1,310	3,930	420	630	730	1,050	2,100	3,150
			営 利	1,570	2,620	7,870	840	1,260	1,570	2,100	4,200	6,300
		入 場 料 等 あ り	非 営 利	1,570	2,620	7,870	840	1,260	1,570	2,100	4,200	6,300
	営 利	3,150	5,250	15,750	1,680	2,520	3,150	4,200	8,400	12,600		
	暖 房 料			上記の金額の30%			上記の金額の30%					
	共用使用 (1人につき)			小中学生	回 20	月 130	年 650	回 20	月 100	年 530		
高校生				回 60	月 320	年 1,620	回 50	月 250	年 1,310			
一 般				回 100	月 520	年 2,620	回 80	月 400	年 2,100			

※「入場料」とは、観覧などで体育館に入館する者から使用者が徴収する金銭および使用者が発行する入場券その他それに類するもの。

※午後9時を越えて使用する場合の使用料は、閉館時間を越えて使用した時間分の使用料の10割を加算。

美深運動広場

(人/円) びふかアイランド (人/円)

パークゴルフ場使用料(新設)

パークゴルフ場使用料(新設)

使用区分	1日	シーズン
小中学生	無 料	-
高校生・一般	100	2,500

区 分	1日(1人)
小中学生	無 料
高校生・一般	100

▲パークゴルフ場の使用料は、「1日」使用と「シーズン」使用の2区分とし、「高校生・一般」のみ有料。

▲びふかアイランドパークゴルフ場については、「シーズン」使用はありません。



美深町立学校施設使用料(新設) 単位/円

区 分	基本料金 (3時間以内)
美深小学校屋内運動場 (第1体育館)	680
美深中学校屋内体育館	700

- ・3時間を越えて使用する場合の使用料は、基本料金の3分の1を1時間当りの使用料とし、これに3時間を越えて使用した時間を乗じた金額に基本料金を加算した額。
- ・超過時間が1時間に満たない場合は1時間。
- ・使用する面積が2分の1以下の場合、使用料の2分の1。

美深町北町ゲートボール場使用料(新設)

単位/円

使用区分	1日	シーズン
共用使用(1人)	20	400
専用使用(1面)	300	-

- ・使用区分は「専用と共用使用」の2区分のみ。
- ・共用使用には「シーズン」使用の料金設定をしました。
- ・冬期間、町民体育館を利用してゲートボールを行う方のために共通利用券を発行します。

街角カメラ

📷 トピックス 📷

自らの体力年齢を測定する「体力・運動能力テスト」が町民体育館で開催されました。往復持久走や上体起こしなど6種目に挑戦した参加者たちは、実年齢と体力年齢の差を知り、今後の体力づくりの参考にしていました。
(10月10日)



COMカレッジ110美深大学と美深幼稚園、美深保育所による合同ジャガイモ収穫が行われました。子どもたちは一生懸命手で土を掘り起こし、両手いっぱいジャガイモを抱え、収穫を喜んでいました。
(9月20日)

美深ライオンズクラブが特別養護老人ホームの庭木の冬囲いを実施しました。毎年行われている奉仕作業で、会員たちは一足早い冬支度に汗を流しました。
(10月5日)



美深中学校の生徒たちが選択授業の一環で和弓に挑戦しました。美深弓道会から講師を招き、弓道の心構えや姿勢、的の見方、矢の打ち方など「射法」の指導を受け、日本古来の伝統武道を学びました。
(10月6日)



美深出身のピアニスト安田里沙さんとバリトン歌手の旭潔さんによるデュオリサイタル「ピアノと声楽の夕べ」がCOM100で公演され、訪れた観客たちは、美しいピアノの旋律と力強い声楽の歌声を堪能していました。
(10月6日)

「おじゃまします！」



在宅介護

支援センターです！

転倒事故に注意！

「ちょっととした段差に
まづく」「廊下や階段で
べって転ぶ」年齢が高ま
るにつれて、このような転
倒事故が増えてきます。

高齢者の転倒は骨折を招
きやすく、長期の入院を
経て寝たきりや認知症につ
ながるおそれがあるため、
普段から予防を意識するこ
とが必要です。

今回は「転倒リスクチェ
ック&対策一覧表」を掲載し
ますので、自らの問題を
確認したり、転倒予防のポ
イントを参考に、高齢者の
心身状況や環境などを見直
してみてください。

在宅介護支援センター

美深厚生病院内

TEL 9・2201

「転倒」

リスクチェック&対策一覧表

①	この一年間に転倒しましたか？	適度な運動で歩行能力とバランス能力を高め、筋力をアップしよう ①の答えが「はい」、②③が「いいえ」の人は「歩行能力の低下」、④が「いいえ」の人は「バランス能力の低下」、⑤が「いいえ」の人は「筋力低下」が考えられます。毎日散歩や軽い体操などを取り入れましょう。
②	横断歩道を青信号の間に渡りることができますか？	
③	1 kmぐらいを続けて歩くことができますか？	
④	片足で立ったまま靴下をはくことができますか？	
⑤	水でぬれたタオルや雑巾をきつく絞ることができますか？	
⑥	この1年間に入院したことがありますか？	転ばない環境づくりと、安全に外出するための備えをしましょう ⑥⑦⑧⑨の質問のうち、「はい」と答えた数が多い人ほど「入院による筋力低下」や「病気」のために転倒を招くおそれがあります。特に「骨粗しょう症」や「持病」のある人は屋内の環境を見直し、手すりや杖などの活用も検討してみましょう。
⑦	立ちくらみをすることがありますか？	
⑧	今までに脳卒中をおこしたことがありますか？	
⑨	今までに糖尿病といわれたことがありますか？	
⑩	睡眠薬、降圧剤、精神安定剤を服用していますか？	薬は医師の指導のもとで正しく服用しよう ⑩に「はい」のある人は要注意です。睡眠薬、降圧剤などの薬やいくつかの薬を併用する時は正しく服用しないと、ねむけ・ふらつきなどの副作用から転倒につながる可能性があります。薬は必ず医師の指導のもとで服用し、用法・容量などきちんと守るようにしてください。
⑪	日常、サンダルやスリッパをよく使いますか？	歩きやすい靴をはき、身の回りの転倒の原因を取り除こう ⑪⑫に1つでも「はい」の項目のある人は注意してください。サンダルのようにぬげやすいものやはきなれていない靴は転倒の原因になります。足にぴったりと合い、すべりにくく、歩きやすい靴をはきましょう。
⑫	家の中でよくつまずいたり、すべったりしますか？	
⑬	(新聞や人の顔など)目は普通によく見えますか？	見えにくい、聞こえにくいときは医師に相談しよう ⑬⑭に1つでも「いいえ」のある人は要注意です。老眼や白内障などで見えにくかったり、難聴や耳鳴りなどで聞こえにくい人は転びやすくなります。早めの治療と、自分に合った眼鏡や補聴器を活用しましょう。
⑭	(会話など)耳は普通によく聞こえますか？	
⑮	転倒に対する不安は大きいですか？あるいは、転倒がこわくて外出を控えることがありますか？	なぜ転んだのかを考え、同じ原因で転ばないようにしよう ⑮が「はい」の人は要注意。一度でも転倒経験のある人は、不安から外出をひかえがちです。閉じこもりになると筋力が低下し、ますます転びやすくなります。不安が残る場合は、外出につきそってもらするなど身近な人に援助を求め、少しずつ自信をつけていきましょう。



あなたを襲う 心筋梗塞

今回は毎日の生活習慣によって引き起こされる心臓病をテーマにお話します。

休むことなく体に血液を送り続ける心臓は、握りこぶし大の筋肉で出来ていて、健康な心臓は細胞同士の連携が良く、規則正しく動いています。

しかし、心臓の細胞は高血圧と貧血(酸素不足)があると傷みやすく、不整脈や心筋梗塞の原因になります。高血圧の人の心臓は、全身に血液を送るのに、余計に頑張っています。毎日重労働をしている心臓の筋肉は次第に大きくなり、大きくなった分だけ栄養が必要になります。心臓が栄養

としてもらえる血液は、わずか小さじ一杯(約4cc)。次第に心臓は酸素不足になって傷んでしまいますので、心臓に負担をかけないように血圧をコントロールするところが大切なのです。

また、心臓自身に血液を送っている大切な血管(冠動脈)は、わずか4mmと細く、この血管が詰まると心筋梗塞を起こす原因となります。この大切な血管を傷ませない・詰まらせないと、生活習慣や食生活に気を遣う必要があります。

あなたは大丈夫？ メタボリック・シンドローム

動脈硬化によって起こる心臓病は、血液の質が変化することで徐々に血管が傷んで発症します。

血管が傷む原因には次のことが挙げられます。

- ① 肥満(内臓脂肪の蓄積) 腹囲測定・へそまわり
 - 男性85cm以上
 - 女性90cm以上
- ② 高血圧 130/85以上
- ③ 高脂血症
 - 中性脂肪 150以上
 - 低HDL血症 40未満

- 高LDL血症 140以上
 - ④ 高血糖
 - 空腹時血糖 110以上
- ※①に該当し、かつ②③④が2つ以上ある人は「メタボリックシンドローム」と呼ばれる症状で、動脈硬化を促進し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こしやすい状態です。特に注意が必要です。

保健師、栄養士を 活用してください

体の動かし方・生活・血液データ・遺伝の有無で一人一人必要な食事量・質は違います。自分なりに努力しているが体重が減らない、健診で注意を受けたが、具体的に何を注意すれば良いのか分からないという方は、ぜひ保健師・栄養士をご活用ください。夜間訪問も行いますので日中に働いている方もご相談ください。病院にかからなくても元気で過ごせる体づくりを、一緒に考えてみませんか。

■問合せ先

役場 保健福祉グループ
TEL 2・1611(内線126)

年金窓口から

ご存知ですか？ 若年者納付猶予制度

今まで失業などで低所得の若年者が、所得の高い世帯主(親)と同居している場合、保険料免除の対象となりませんでした。

しかし、平成17年4月から、20歳代の若年者に限り、世帯主の所得を問わずに、本人とその配偶者の所得状況によって国民年金保険料の納付が猶予され、将来負担できるようになった時点で保険料を追納できる「若年者納付猶予制度」が新設されました。

未納とは違い、万が一の不慮の事故やケガに対しても、障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されますので安心です。ただし、承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、追納がない場合は年金額に反映されません。

また、学生の方は在学中の保険料納付を猶予する

「学生納付特例制度」をご利用ください。

国民年金推進員が ご自宅へ訪問します

社会保険事務所では、国民年金制度の説明、保険料納付の案内等のため、「国民年金推進員」が設置されています。

推進員は、北海道社会保険事務局発行の身分証明書を携帯して、平日はもちろん休日や夜間を含め、直接ご自宅に訪問しますので、お伺いした際は、ご理解とご協力をお願いします。

また、社会保険事務所の職員などを装い保険料をだまし取る事件が発生しています。不審に思ったらその場で回答せず、身分証明書の発行番号や名前などを確認し、社会保険事務所までお問合せください。

■問合せ先

旭川社会保険事務所
TEL 0166・26・4481

住生活課
生活環境
グループ
☎2-1611
内線121番

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

スリップなどによる交通事故の防止

毎年この時期は、圧雪や凍結路面などの冬道での事故が多発しています。

誰でも一度ぐらいは冬道でスリップし、ヒヤッとした経験があると思いますが、夏の間はその感覚を忘れてしまい、雪の降り始めに事故を起こす人が多くなります。

初冬期の事故を防止するためにドライバーの皆さんは次のことに特に注意してください。

■**タイヤ交換はお済になりましたか？**

早めに冬用タイヤに取り替えて、突然の降雪など路面の変化に対応できるように準備をしておきましょう。

■**速度を控えて路面状況をよく確認！**

雪が降っていないなくても、気温の低下により路面が凍結している場合がありますので、スピードを落として路面状況をよく確認しながら運転しましょう。

ストーカーや配偶者の暴力に お悩みの方は…

ストーカーによる被害や配偶者からの暴力で悩んでいませんか？

ひとりで悩んでいても解決できず、やがて他の凶悪犯罪へと発展しかねません。

プライバシーは守られますので、ひとりで悩まず、

被害が深刻になる前に相談してください。

相談は、各警察署の相談窓口または相談ダイヤル「#9110」まで。

また、昨年7月1日から被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限支援が実施

特に日陰になっている場所や橋の上、トンネルの中などが凍結している場合があるので気を付けましょう。

■**冬道での急動作は禁物！**

凍結路面では、急ブレーキ、急ハンドル、急加速などの急のつく動作はスリップの原因となりますので、慎重な運転操作で安全運転をしましょう。

■**車間距離を十分に！**

冬道での車間距離は夏の場合よりも3倍は取るように心掛け、追突事故などを防止しましょう。

冬道は注意！



されています。

これは、ストーカーや配偶者暴力を受けている被害者および被害者と同居する方の居住を被害者に知られないようにするため、住民票の閲覧制限を行う支援制度です。

くわしくは、美深警察署または役場総合窓口までお尋ねください。

消防署

だより



119番通報は
正確に！

11月9日は「119番の日」です。

普段は冷静に行動できる人でも、災害に遭遇した時や家族が急に倒れた時などは、落ち着いて正確に119番通報ができなくなることも案外多いものです。

町民の皆さんからの正しい119番通報が、迅速かつ的確な消防、救急、救助活動につながりますので、この機会に正しい通報の仕方を見につけ、いざという時に備えましょう。

通報で大切な5項目

- ① 火事と救急の別は？
- ② 発生場所は？
- ③ 火災・事故の内容は？
- ④ あなたの名前、連絡先は？
- ⑤ 消防署の通信員の質問にあせらず答える。

住所は正しく、くわしく言う。(火・煙が見える。車が横転している等)

③ 火災・事故の内容は？
正確にわかりやすく言う。

④ あなたの名前、連絡先は？
名前(通報者・けが人・病人)と電話番号を言う。

⑤ 消防署の通信員の質問にあせらず答える。



11月9日は「119番の日」

高齢者住宅の防火 査察を実施します

美深消防署では、暖房器具の使用が本格化するこの時期に、高齢者の住宅からの火災を防ぎ、安心して過ごせることを願い、女性消防団員とともに独居老人や高齢者世帯の防火査察を実施します。

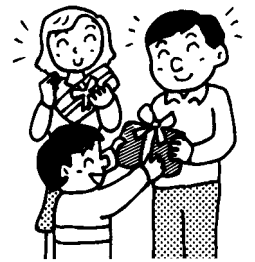
期間は11月7日から18日頃です。訪問の際は、ご協力願います。

美深消防署
TEL 2-1136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎2-1611



勤労感謝の日
(11月23日)

募 集

平成18年度の幼稚園児を募集します

美深幼稚園では、次のとおり平成18年度の入園児を募集します。

■入園資格

平成12年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた幼児

■募集定員

4歳児 80名
5歳児 若干名

■修業年限

4歳児 2年間
5歳児 1年間

■入園手続き

入園願書に必要事項を記入して提出してください。(用紙は、美深幼稚園にあります)

■願書受付期間

11月1日から30日まで

■入園許可

入園式の日(許可書をお渡しします)。

■入園式

平成18年4月7日予定

■問合せ先

美深町立美深幼稚園
TEL 2-1141

説 明 会

年末調整説明会の開催

■日時

11月18日(金)
午前10時から

■場所

文化会館COM100小ホール

■問合せ先

名寄税務署法人課税部門
TEL 01654-22496

自衛官募集説明会の開催

■日時

11月14日(月)
午後4時から

■場所／役場小会議室

■説明種目

2等陸・海・空士
旭川地方連絡部名寄出張所
(名寄市西1条南9丁目)
TEL 01654-23921

税

提出期限が近づいています 届出はお済みですか！

平成15年度の税制改正により消費税の課税免税点が1,000万円に引下げられています。

個人で事業をされている場合、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えるると平成17年は課税事業者となり、消費税の申告が必要になります。

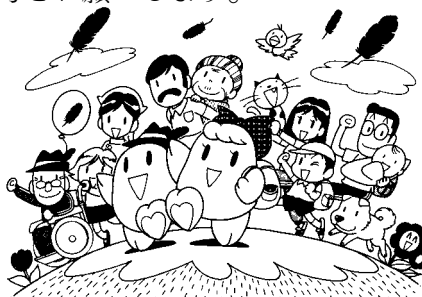
平成17年に初めて課税事業者になった方や平成18年に課税事業者になる方が簡易課税制度を選択する場合は、平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。提出期限を過ぎると制度の適用が受けられなくなりま

地域の福祉、みんなで参加

赤い羽根共同募金

運動期間 10月1日▶12月31日

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金は、地域の様々な福祉活動やボランティア活動の普及と振興のために、ハンディキャップを持つ方々の社会自立の支援などに役立てられます。皆様のご協力をお願いします。



<http://www.akaihane.hokkaido.jp>
HPで赤い羽根共同募金の内容がわかります

第5回 美深町住民自治 社会福祉大会



日 時 11月12日(土)
13時30分

会 場 文化会館COM100文化ホール

内 容 ○講演会
「逢坂誠二の合縁奇縁」
講師：衆議院議員 逢坂誠二氏
(前ニセコ町長)

○映画会
「死に花」監督：犬童一心
出演：山崎努、青島幸男、谷 啓
長門勇、藤岡琢也、宇津井健

主 催 社会福祉法人 美深町社会福祉協議会
美深町自治会連合会

わがやの アイドル

しお 塩 谷 駿 ちゃん

H16・12・11生、第5
父・直人さん 母・弘子さん



○元気に育ってね…(父・母)。

さ とう ゆ い 藤 優 衣 ちゃん

H16・12・20生、第5
父・誠一さん 母・園子さん



○明るく元気に育ってください
…(父・母)。

生活

冬の交通安全運動が 実施されます

11月11日から20日までの10日間、全道一斉に冬の交通安全運動が実施されます。例年11月初旬には降雪や凍結によるスリップ事故が多発する時期ですので、運転者・歩行者ともに交通安全に十分心がけてください。また、日没時間も早まり歩行者の姿が運転者から発見しにくくなってきます。歩行者も各自夜光反射材を着用したり、明るい色の服装にするなど、自分の姿を

融雪施設整備に補助金

〜克雪推進事業補助制度〜

相手にアピールするよう心がけましょう。現在、美深町内において交通事故死ゼロの日が1366日(10月19日現在)継続しています。交通事故死ゼロの日が続くように、さらには悲惨な交通事故を起こさないように、今一度町民一人ひとりが交通安全について考えてみましょう。

残り3区画
随時受付!
新生分譲地
— 問合せ先 —
役場総務課
企画グループ
TEL 2-1611

美深町では「克雪推進条例」を制定し、融雪槽、融雪機、ロードヒーティングの施設を設置する方に対して、補助金の交付を行いません。

■補助対象施設

市販されている融雪槽、融雪機、ロードヒーティングで、融雪施設が機能するための本体工事にかかる経費を含みます。

■補助対象要件

申請する年以前3年間に町税を滞納していない方。

■補助金額

補助対象経費の3分の1以内(限度額あり)

■補助の内容

下表のとおり

※なお、過去に融雪施設整備の補助金を受けた方は、対象になりません。

■補助の内容

① 補助限度額

対象融雪施設	補助対象限度額	補助率	補助限度額
融雪槽 融雪機	750,000円	1/3以内	250,000円
ロードヒーティング	950,000円	1/3以内	316,000円

- ② 融雪施設の重複補助はできません。
- ③ 2世帯住宅は間口が共用の場合は1戸として取扱います。
- ④ 補助枠については予算の範囲内とします。(申請順)

産業施設課施設グループ

申請・問合せ先

TEL 2・1611(内)169

生活 2

職場でのトラブルの解決を 労働局がお手伝いします

職場でのトラブル（解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめなど）でお困りではありませんか。北海道労働局では、個々の労働者の方と事業主の間の紛争を迅速に解決するシステムとして無料で個別労働紛争の解決援助サービス

を提供しています。次の相談コーナーで、労働者の方、事業主の方からの相談や情報の提供を行っていますので、お気軽にご相談ください。

事案によっては、当事者の間に紛争調整委員会（弁護士、大学教授など）が入り、双方の主張を確かめて、場合によっては、あっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行ない、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図

る「あっせん」を実施します。

■相談コーナー

○札幌総合労働相談コーナー
（札幌市中央区北3西3
NORTH 3・3ビル4階）

時間 9時から17時
TEL 011・223・8712

○総合労働相談コーナー

（札幌市北区北8西2
札幌第一合同庁舎9階）

時間 8時30分から17時
TEL 011・709・2311

マンホールに物を捨てないでください

マンホールは、下水管の点検や汚水を流下させる大切な働きをしています。

マンホールには、砂石や枯葉などの各種ごみ・セメント・ペンキ・建設残土・油類などを決して流さないようにしてください。

あわせて台所や風呂場、トイレなどから詰まりや事故を招くような物を絶対に流さないよう今一度心掛けましょう。

問合せ先 役場産業施設課課管理グループ
TEL 2・1611(内)148・170

ご利用ください。街かど健康相談

買い物に出かけた際などに、気軽に血圧を測ったりできる場として、街かど健康相談を行っています。ぜひ、ご利用ください。

■日時 毎週月曜日/10:30~11:30

■場所 旭町ふれあいステーション

問合せ先 役場住民生活課保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)126・197

10月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月価格 平均	変動 率	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	10.2	23.0	16.1	19.4	-3.3	16.0
きゃべつ	100g	10.0	17.7	13.2	9.0	4.2	12.4
さんま	100g	32.4	55.0	42.9	59.4	-16.5	59.1
豚肉	肩肉100g	108.0	178.0	133.3	148.3	-15.0	142.3
砂糖	スズラン印 1kg詰	118.0	229.0	167.5	167.5	0.0	186.5
サラダ油	ポリ1.5ℓ	355.0	523.0	436.0	436.0	0.0	457.0
鶏卵	中玉10個	158.0	188.0	180.5	170.5	10.0	183.0
とうふ	1丁	84.0	125.0	97.3	83.0	14.3	86.5
しょう油	キッコーマン 1.0ℓ	308.0	313.0	310.3	310.3	0.0	311.5
灯油	配達1ℓ	73.0	76.0	75.0	74.5	0.5	57.9
ガソリン	レギュラー1ℓ	133.0	135.0	134.3	133.8	0.5	119.9

消費者モニター調 (単位:円)

固定資産の異動の際には届出を

家屋の新築・増改築・取り壊し・用途変更を行った場合や、住宅用の敷地に変更があった場合は、翌年度の固定資産税が変わる場合がありますので、年内中に下記までご連絡ください。

連絡・問合せ先

役場住民生活課税務グループ(TEL 2・1611)

自衛官募集

2等陸・海・空士

(18~26歳の男子)
11月30日締切

自衛隊生徒

(15、16歳の男子)
来年1月10日締切

問合せ先/旭川地方連絡部名寄出張所

TEL 01654・2・3921